

(請求人)

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	小	川	令	持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 7年10月22日に提出された 7監管第73号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、東区役所の整備に関して違法又は不当なおそれがあるとして、以下のとおり主張し、各事項に係る説明の開示、監査の実施及び監査結果の公表を求めるものである。

- (1) 愛知大学への移転案と現地新築案の費用対効果の比較検討等が十分でない
- (2) 区民向けのチラシ配布やアンケート調査等の整備に関連する支出について、当初予算に計上して議会での議決を経るべきである
- (3) 整備に関する基本構想策定費について、年度内に予算の一部が執行されておらず、その理由が不明確である
- (4) 愛知大学との協議内容等が公表されておらず、協議過程が不透明である
- (5) 整備計画が愛知大学の移転案を前提とした政策的誘導に基づいている
- (6) 地域住民への説明が不十分であり、意見形成過程が公共性に欠けている
- (7) 計画決定及び契約執行に係る適法性や公共性の有無が不明確である

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」

という。)は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実(以下「財務会計行為等」という。)によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求における主張のうち、(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)について、請求人は、整備に係る検討過程や地域住民への説明状況を捉え違法又は不当なおそれがあると主張するのみで、住民監査請求の請求対象となる財務会計行為等を個別具体的に特定しているとは言えない。

また、(2)及び(3)については、整備に関連する支出について、地方自治法及び地方財政法の規定に違反するおそれがあると主張している。請求人はその根拠として、(2)については整備に関連する予算が当初予算へ計上されていないこと等を、(3)については基本構想策定に係る予算の一部が年度内に執行されていないこと等を挙げているが、いずれも私見を述べているにすぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)